

総社市職員倫理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月9日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第24号

総社市職員倫理規則の一部を改正する規則

総社市職員倫理規則（平成26年総社市規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式と同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<u>別記様式（第8条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>別記様式（第8条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

贈 与 等 報 告 書

所 属
職氏名

贈与等により利益を受けた年月日	
贈与等の基因となった事実	
贈与等の内容	
贈与等により受けた利益の価額	
贈与等により受けた利益の価額として推計した額を記載している場合にあつては、その推計の根拠	
供応接待を受けた場合にあつては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせたパーティー等の場において受けた供応接待にあつては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数）	
贈与等をした事業者等の名称及び住所	
贈与等をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する部署との関係	

(注) 1 「贈与等の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供応接待の区分及びそれぞれの種類を記載する。

2 「贈与等により受けた利益の価額として推計した額を記載している場合にあつては、その推計の根拠」欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額の推計をした根拠を記載する。

3 贈与等1件につき1枚に記入する。